

★市からのお知らせ

意見募集

「東村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の改正(案)」に関する意見募集

市では、マイナンバー制度の独自利用事務を定める条例の改正を進めています。

このたび、同条例の改正(案)の基本的な考え方をまとめましたので、ご意見をお寄せください。

同条例の改正(案)の基本的な考え方は次の方法・場所でご覧になれます

閲覧期間 4月1日(土)～20日(木) 設置場所情報コーナー(本庁舎1階)

相談窓口(いきいきプラザ1階)、各公民館、中央図書館、富士見図書館、ふるさと歴史館、スポーツセンター、各ふ

4月1日から市の組織の一部を変更

平成29年度は、第4次総合計画の後期基本計画の2年次目です。

各施策を着実に実施するため、組織体制に必要な改正を実施しました。

子ども家庭支援センター

子育てに関する切れ目のない支援を強化するため、子育て支援課長の兼務としていた子ども家庭支援センター長を単独化し、子ども家庭支援センターを課の扱いに変更しました。

申必要事項「講座名(検診名など)・住所・氏名(ふりがな)・電話番号」・特記事項(詳細は最終面参照)

社会経済情勢の変化や事業進捗に臨機応変に対応するため、昨年度策定した実施計画の見直しや新規事業の追加を行い、96事業を採択しました。

同計画は次の方法・場所でご覧になれます

設置場所市ホームページの「広報ナビ」、情報コーナー(本庁舎1階)、各図書館

問情報政策課

「東村山市特別支援教育推進計画第四次実施計画」の策定

条例・計画

「東村山市第4次総合計画 平成29年度版実施計画(平成29年度～31年度)」の完成

実施計画は、目指すべきまちの姿である将来都市像「人と人 人とみどりが響きあい笑顔あふれる 東村山」の実現に向けて、事業を計画的に進めるため、3年間を計画期間とし、具体的な事業内容と年次計画を定めたものです。

保育等政策担当主幹

子ども・子育て支援新制度や保育園の民間移管などの政策課題に対して、より迅速に対応するため、子ども育成課内に「保育等政策担当主幹」を設置しました。

まちづくり部

新たな基盤整備や計画作成、インフラ施設の維持管理・更新などの業務に、より効率的に対応するため、次長職を1名増員し、基盤整備推進担当および施設管理担当の2次長制に変更しました。

問人事課

市では、市民の皆さんと東村山市特別支援教育推進計画策定委員会のさまざまな立場のかたから広くご意見を伺いながら、東村山市特別支援教育推進計画第四次実施計画を策定しました。

同計画は障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指し、これからの特別支援教育の推進を目的としています。

同計画は次の方法・場所でご覧になれます

設置場所市ホームページの「広報ナビ」、情報コーナー(本庁舎1階)、各図書館

子ども・教育支援課

子ども・子育て支援新制度や保育園の民間移管などの政策課題に対して、より迅速に対応するため、子ども育成課内に「保育等政策担当主幹」を設置しました。

新たな基盤整備や計画作成、インフラ施設の維持管理・更新などの業務に、より効率的に対応するため、次長職を1名増員し、基盤整備推進担当および施設管理担当の2次長制に変更しました。

4つの重点的取組み事項

次の「4つの重点的取組み事項」に基づき、全庁的に取り組んでいきます。

○大会に向けた気運の醸成と

募集

男女共同参画 市民推進委員の募集

情報誌「ふいりんぐ」(年2回発行)の編集や講演会の企画・運営を行う推進委員を募集します。

人 20歳以上70歳未満の市内在住・在勤のかた、8名

※経験・知識等は問いません。

任期委嘱日：平成31年3月31日

会議の開催年6回程度

謝礼交通費程度

※面接の日時は個別に通知

申任意の用紙に「男女共同参画について思うことおよび応募動機」をテーマにした作文(800字程度)・住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・電話番号・職業を明記し、4月21日(必着)までに郵送又は直接市民相談・交流課(本庁舎1階)へ

※応募書類は返却しません。

問市民相談・交流課

教育生ボランティアの募集

市内の小・中学校で、学習指導やクラブ・部活動の補助などを行うかたを募集します。

人 大学生・短大生(卒業生を含む)など、教育関係の仕事に就くことを希望するかた

派遣学校市立小・中学校22校 応募用紙指導室で配布、又は市ホームページの「広報ナビ」

補助・貸付

平成29年度 私立幼稚園入園料補助金

私立幼稚園への入園料等を一部補助します。

人 市内在住で平成29年度に私立幼稚園へ入園する3～5歳の園児がいるかた

補助金額1人につき1回限り7千円

※詳細は入園後、各幼稚園で配布する「お知らせ」をご覧ください。

問子ども育成課

義務教育費の一部援助

人 公立小・中学校に在籍するお子さんがいる市内在住のかたで、次のいずれかに該当するかた

○生活保護が停止又は廃止になったかた

○市・都民税、固定資産税(都市計画税)、国民年金保険料、国民健康保険税の減免を受けているかた

○児童扶養手当を受けているかた

○病気等で収入が少なく、経済的に困りのかた

内学用品(年額小学生1万3千円、中学生2万4千円程度)、給食費、修学旅行・移動教室費、遠足代、医療費(中耳炎・虫歯等)

申 4月6日(木)～28日(金)に直接学務課(いきいきプラザ4階)

からダウンロード 申込用紙に必要事項を明記し、4月10日(月)以降に直接指導室(いきいきプラザ4階)へ書類提出時に面談を行いますので、事前に提出日時を指導室へご相談ください。

※活動内容の詳細は派遣学校と相談のうえで決定します。

税金

公的年金からの住民税(市・都民税)「仮徴収」の実施

市では、65歳以上で、公的年金所得に係る住民税が課税になるかたを対象に、公的年金から住民税の引き落とし(特別徴収)を行います。

平成29年度の年金所得に係る住民税(特別徴収税額)は6月に決定し、8月に年金保険料課税額

を引いた額が、1年間の税額を上回る場合は、年金保険者から市へ納入される第2次徴収されます。

仮徴収される税額は、28年6月に送付した「平成28年度住民税・都民税納税通知書」をご確認ください。

問課税課

転入・転出・転居に関する臨時・延長窓口

4月上旬は転入・転出・転居が集中します。市では、市民の皆さんの利便性向上のため、臨時・延長窓口を開設し、下表の業務を行います。

延長窓口 4月3日(月)午後7時～

臨時窓口 4月8日(土)午前8時30分～午後5時

場本庁舎1階

場本庁舎1階

対応可能な外国語

4月8日(土) 中文・韓国語

※詳細は市ホームページの「広報ナビ」をご覧ください。

○下表の業務以外は

開設窓口と取り扱い業務表

※消せるボールペンは使わないでください。